

令和8年度「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」 募集要領

障害のある方に対する市民の理解の促進を図るため、内閣府制定の「心の輪を広げる障害者理解促進事業要綱」「令和8年度心の輪を広げる障害者理解促進事業実施要領」及び「心の輪を広げる障害者理解促進事業実施細則」に基づき、下記のとおり「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」を募集する。

1 募集内容

ア 心の輪を広げる体験作文

(1) 作文のテーマ

「出会い、ふれあい、心の輪—障害のある人となない人との心のふれあい体験を広げよう—」

(2) 応募資格

市内に在住又は通勤・通学している小学生以上の者（総合支援学校等の小学部、中学部及び高等部の児童生徒を含む。）。

(3) 作文の題名及び内容

題名：自由

内容：障害のある人となない人との心のふれあいの体験をつづったもの

その他：応募作品は未発表のものを1人1編に限る。

(4) 制限字数、用紙の様式

小学生区分・中学生区分：400字詰原稿用紙 2～4枚程度（B4判又はA4判/横向き・縦書）

高校生区分・一般区分：400字詰原稿用紙 4～6枚程度（　　　　　　”　　　　　　）

(5) 作成方法等

パソコン等の電子機器による作成も可とし、用紙は(4)に準じるものとする。

ただし、手書き作品については、写し（コピー等）ではなく原紙で提出するものとする。

イ 障害者週間（12月3日～9日）のポスター

(1) 募集テーマ

「障害の有無にかかわらず誰もが能力を発揮して安全に安心して生活できる社会の実現」

(2) 応募資格

市内に在住又は通学している小学生及び中学生（総合支援学校等の小学部及び中学部の児童生徒を含む。）

(3) 作品の題名及び内容

題名：自由

内容：障害者に対する理解促進に資するもので、障害のある人となない人との相互理解・交流等を造形的表現で訴えるもの

その他：応募作品は未発表のものを1人1点に限る。

作品中に標語及びその他の文字は入れないものとする。

(4) 規格、画材等

画用紙B3判（横364mm×縦515mm）又はいわゆる四つ切り（横382mm×縦542mm）を使用

し、これに満たない作品は、B3判の台紙に貼付する。縦位置（縦長）のみ。彩色画材は、自由とする。

また、作品は折り曲げないこと。

2 募集方法等（上記 ア、イいずれも）

(1) 募集期間

令和8年7月1日（水）～9月4日（金）（必着）

(2) 応募方法

①作品の題名、②氏名（ふりがな）、③住所、④年齢（生年月日）、⑤所属先（学校名・学年又は職業）、⑥電話番号・FAX番号を記した用紙（様式不問）を添付し、下記の応募先まで郵送又は持参するものとする。

※ 児童・生徒の方は、学校を通じて提出するものとする。

※ 応募作品は、原則返却しない。

(3) その他

・応募作品は、未発表の作品に限る。他の事業や発表で既に公表された事実がないか、必ず確認すること。

・応募作品は、作者本人が単独で執筆・作成したものに限る。共同制作や第三者の関与がないか確認すること。なお、作文について、障害等の理由により作者本人の執筆が困難な場合については、代筆等の補助は可とするが、執筆内容への関与は不可となるため、十分注意すること。

・第三者が知的財産権を有する著作物を使用^(※)しないこと。応募において知的財産権の問題が生じたときは、応募者において処理することとし、本市はその責任を負わない。

（※）他者の作品や他の公表物等（著作権フリー、無償で公表されている作品等を含む）の流用、模倣及び盗用等（生成AIの使用を含む）は不可。

（例）生成AIを用いた作文制作、公表されている写真や動画の模写

・作品中に個人名や固有名詞、固有の対象等が特定される内容が含まれる場合、作者において必要な了承を得ること。

3 審査

事務局において実施する審査で、各部門の最優秀賞・優秀賞を決定する。

4 入賞作品等の活用

入賞作品等については展示をする場合があり、その際には、作者氏名・学校名を公表する。

各区分の最優秀賞を、内閣府に推薦する（推薦に必要な個人情報については、作者本人（若しくは学校）から徴取する）。

5 主催

内閣府並びに都道府県及び指定都市の共催

6 応募先及び問い合わせ先

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488

京都市保健福祉局障害保健福祉推進室（電話：075-222-4161・FAX：075-251-2940）